

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 11月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{シエイ ソウシャ}神栄総社株式会社
 住所 〒633-0085 桜井市大字東田46番地の6
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 ^{イマシ}今西 ^{サチコ}幸子
 電話番号 0744-35-1359
 FAX番号 0744-35-1468
 メールアドレス shinei.sousya2019@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 日

申請者 氏名又は名称 神栄総社株式会社
住 所 桜井市大字東田46番地の6
代表者氏名 代表取締役 今西 幸子

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役 イマニ サコ 今西 幸子 取締役 コイケ サミ 小池 貞美	
事業の範囲 管工事業、水道施設工事業	
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	神栄総社株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 633-0085 住所 桜井市大字東田46番地の6 電話番号 0744-35-1359 F AX番号 0744-35-1468 メールアドレス shinei.sousya2019@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
エダモト 樋口 正明	第 145522 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 電話番号 F AX番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150mm)	1	
	塩ビカッター	VC50	3	
	// 電子セパソー	VC20 CR12V	3 2	
管加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	3	
	パイプねじ切り器	N-50A	1	
		N-25A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm~100mm	1	
	スパナ		3	
水圧テスト	手動式テスト	T10K	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 11 月 日

申請者

氏名又は名称 神栄総社株式会社

住 所 桜井市大字東田46番地の6

代表者氏名 代表取締役 今西 幸子

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県桜井市大字東田46番地の6
神栄総社株式会社

会社法人等番号	1500-01-023343	
商号	神栄総社株式会社	
本店	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧2565番地1	
	奈良県桜井市大字東田46番地の6	令和 3年 3月25日移転 ----- 令和 3年 4月13日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	令和1年10月16日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事業 2. 土木工事業 3. 住宅設備機器の販売、設計、施工及びメンテナンス 4. 水道施設工事業 5. 管工事業 6. 産業廃棄物収集運搬業 7. 建築士事務所の経営 8. 宅地建物取引業 9. 古物営業法による古物商 10. 上記各号に附帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株	
資本金の額	金100万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	今 西 幸 子
	取締役	小 池 貞 美

奈良県桜井市大字東田46番地の6
神栄総社株式会社

	奈良県御所市499番地 代表取締役 今西幸子
登記記録に関する 事項	設立 令和 1年10月16日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年11月16日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

北 田 登



定 款

神栄総社株式会社

・ 現行のものと同 葺ありせん

令和5年11月16日

代表取締役 今西 幸子



神栄総社株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、神栄総社株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事業
2. 土木工事業
3. 住宅設備機器の販売、設計、施工及びメンテナンス
4. 水道施設工事業
5. 管工事業
6. 産業廃棄物収集運搬業
7. 建築士事務所の経営
8. 宅地建物取引業
9. 古物営業法による古物商
10. 建設業
11. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県北葛城郡上牧町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 7 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日前 3 日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 19 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役

(員数)

第 22 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 23 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した

当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第 25 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第 26 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 30 条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 1 0 0 万円とする。

(発起人の氏名及び住所)

第 31 条 当社の発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。
奈良県御所市 4 9 9 番地
今 西 幸 子

(最初の事業年度)

第 32 条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和 2 年 9 月 3 0 日までとする。

(設立時役員)

第 33 条 当社の設立時取締役、設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 奈良県御所市 4 9 9 番地
今 西 幸 子

設立時代表取締役 奈良県御所市 4 9 9 番地
今 西 幸 子

(定款に定めのない事項)

第 34 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、神栄総社株式会社設立のため、発起人今西幸子の定款作成代理人である行政書士脇澤元は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 1 年 1 0 月 日

発起人 今 西 幸 子

上記発起人の定款作成代理人 行政書士 脇澤 元

第一四五五二二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

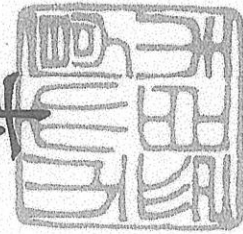
氏名 樋口 正明

昭和三十年四月七日生

水道法(昭和三年法律第百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月九日

厚生大臣 宮下 創平



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 11月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 シエイソウシャ 神栄総社株式会社
 住所 〒633-0085 桜井市大字東田46番地の6
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 イマニシ サチコ 今西 幸子
 電話番号 0744-35-1359
 FAX番号 0744-35-1468
 メールアドレス shinei.sousya2019@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 日

届出者

氏名又は名称 神栄総社株式会社

住 所 桜井市大字東田46番地の6

代表者氏名 代表取締役 今西 幸子

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	神栄総社株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
樋口 正明	第 145522 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一四五五二二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 樋口 正明

昭和三十年四月七日生

水道法(昭和三十年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月九日

厚生大臣 宮下 創平

